受付締日：毎月25日（土日祝日の場合はその前日）

農地法第4条	所有権を有する者が、自己の農地を農地以外の物へ転用する場合
農地法第5条	第三者の農地を農地以外の物に転用する場合（売買・貸借）

必要書類	
●	申請書（氏名にﾌﾘｶﾞﾅおよび連絡先の記載 ）・・・**上記に双方の捨印**
	※押印は省略可能。ただし、**提出後の修正、追記等が不可能**
	※押印の場合、**印鑑登録証明書を添付**される場合には**実印**にて押印、申請書上部に申請者の捨印の押印
●	土地登記簿謄本 （法務局 **「登記官印有」の全部事項証明の原本**を添付）
○	法人登記簿謄本もしくは法人定款の写し ※権利取得者が法人の時
●	事業計画書
●	資金計画書・・・見積書の写し等、事業に必要な費用がわかる書類
●	資金証明書・・・残高証明書、預金通帳の写し、融資証明書、仮審査終了のお知らせ、補助金交付決定通知の写し等
●	位置図（広域）・・・5万分の1から1万分の1程度の縮尺のもの
●	周辺状況図・・・ゼンリンの地図等
●	字図・・・**法務局の公図の原本。**登記官印有のもの（登記手続き中の場合、完了後の申請となります。）
●	配置図・・・施設、駐車場等の配置、数量等の記載。5百分の1ないし2千分の1程度
●	排水計画図・・・「雨水：水色」「汚水、生活雑排水：青色」等で排水経路を記入
●	土地代替性検討表・・・**第3種農地**の転用申請の場合は**不要**
●	譲渡人（貸人）、譲受人（借人）の住民票（**荒尾市以外に在住**の場合のみ）
	※譲渡人は、印鑑登録証明書を添付の場合は不要
●	譲渡人（貸人）の意思確認書類・・・譲受人（借人）への委任状、印鑑登録証明書等
	※譲渡人（貸人）が申請される場合、行政書士が代理で申請する場合は不要
	※住民票、印鑑登録証明書は、原本確認後に希望される方には還付します。
●	代理申請の場合、委任状（受任者の連絡先の記入） 委任できる相手方は行政書士のみ
	※委任内容を明記してください
	※代理人の行政書士証票を提示いただき、写しをいただきます。
●	農業用水路等へ排水される場合、管理者からの同意書（排水同意書）
●	その他場合により必要となるもの
	・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（抵当権者、仮登記権者等の同意書等）
	・単独申請の場合、それが可能となることを証する書面（5条単独申請の場合）
	・所有者が死亡している場合、相続関係が確認できる戸籍謄本等、および遺産分割協議書または法定相続人全員の同意書（添付できない場合、相続登記が完了してからの申請となります）
	・公共財産払い下げ、付替え等の手続書類
	・他法令の許認可の手続き状況を記載した書類・・・開発許可申請に係る進捗状況等の記入
	・始末書（許可前に転用されている場合、転用行為に着手している場合）

申請内容により、必要となる添付書類が異なる場合があります。詳しくは、荒尾市農業委員会へお問い合わせください。

電話 0968-63-1459